入 札 公 告

下記の工事について制限付き一般競争入札に付す。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う案件であり、入札に関する手続きについては、兵庫県電子入札共同運営システム利用規約、兵庫県電子入札共同運営システム宝塚市運用基準に従って行う。

令和８年(2026 年)９月７日

宝塚市長　森　　臨太郎

記

１　入札に付する事項

(1) 工事番号　B2-3

(2) 工 事 名　中滝ヶ平井橋外２橋補修工事

(3) 工事場所　宝塚市　切畑字滝ヶ平井外　地内

(4) 工　　期　契約日から令和９年(2027 年)３月 31 日まで

(5) 工事概要　中滝ヶ平井橋　道路土工　1.0 式
排水構造物工　10.0m
橋梁補修工　1.0 式
構造物撤去工　1.0 式
仮設工　1.0 式
庚申塚橋　舗装工　38.0 ㎡
仮設工　1.0 式
高丸川２号橋　舗装工　23.0 ㎡
仮設工　1.0 式

(6) 予定価格　　有（事後公表）

(7) 最低制限価格　有（事後公表）

※別添１「工事請負契約に係る最低制限価格について」参照

２　入札参加に必要な資格

入札に参加できる者は、宝塚市における令和８・９年度（2026・2027 年度）建設工事の入札参加資格を有した者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者であることとする。

(1) 宝塚市内に本社（本店）を有する者であること。

(2) 入札公告日において、宝塚市の入札参加資格における取引希望工種のうち、**第１希望工種が土木一式工事**であること。

(3) 建設業法第 27 条の 23 第１項に規定する経営事項審査結果通知書の有効期限が開札日の翌日から起算して７日後（土・日・祝日は除く）まであることが、入札参加申込期限日（確認基準日）まで又は開札日の直前の開庁日までに確認できること。

(4) 経営事項審査結果（最新分）による土木一式工事の総合評定値が **550 点以上**（宝塚市の入札参加資格に係る主観数値の加算認定を受けている者については、経営事項審査結果の総合評定値に認定された主観数値を加算した合計点数が 550 点以上であることとする。）であること。

(5) 過去 10 年間（平成 28 年(2016 年)４月以降契約分）において、公共団体等（国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関＜公団、公社、事業団等＞）の発注した**土木一式工事（ただし、単価契約に係るものを除く。）を元請けとして受託し、**施工した実績があること。

(6) 次に掲げる事項に該当する者でないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に基づく資格制限に該当する者

イ　宝塚市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日（確認基準

日）から落札者決定までの間に受けている者

ウ　建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の処分を入札参加申込期限日（確認基準日）から落札者決定までの間に受けている者

エ　宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 6 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に該当する者

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれ申立て後に更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合はこの限りでない。

(8) 配置予定技術者については、建設業法第 26 条第 1 項の規定による主任技術者を本工事に配置できること。（配置予定の技術者にあっては入札参加者と直接的かつ恒常的（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在し、かつ入札参加申請日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあること。）な雇用関係にあることが必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。）なお、技術者の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア　配置予定技術者については、令和 8・9 年度（2026・2027 年度）の入札参加資格申請時に提出した技術者名簿に掲載されていることを要件とするので、名簿に変更のある場合は、本件への入札参加申請までに必ず変更届及び変更後の技術者名簿を提出すること。

イ　入札参加申請後、やむを得ない理由により技術者を変更する場合は、契約締結前までに、その理由を明記した配置予定技術者変更届（任意様式）を提出すること。

ウ　落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。なお、病欠、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。

(9) 現場代理人については、工事現場に常駐することを要件とする。

ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認める場合はこの限りでない。

なお、現場代理人については落札者と直接的な雇用関係にあることが必要であるので留意すること。

(10) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づく電子認証カード（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、本市の電子入札システムに接続可能なものであって、当該ＩＣカードを使用し入札参加資格確認申請受付締切日までに電子入札システムの利用者登録手続きを完了していること。

３　入札参加の申請、審査及び通知等

(1) 制限付き一般競争入札（電子入札システムによる）に参加を希望する者は、次に掲げる書類を電子入札システムにより送信し、参加申請すること。

ア　制限付き一般競争入札参加申請書

このファイルに申請者名等必要事項を入力し、ファイル名を申請者の事業者名に変更の上送信すること。

イ　電子契約希望届出書

※イは電子契約を希望する場合のみ提出すること

（ア、イともに兵庫県電子入札システム共同運営システムポータルサイト内の本案件のページからダウンロードすること。）

(2) 入札参加申請の方法及び期間は、次のとおりとする。

ア　申請方法　電子入札システムによる送信

イ　期間　令和 8 年(2026 年) 9 月 7 日（月）から
　　令和 8 年(2026 年) 9 月 15 日（火）正午まで

（電子入札システムの運用時間は、通常午前 9時から午後 8時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は終日利用することができない。また、システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。）

(3) 入札参加資格の審査の結果通知及び設計図書等の閲覧

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると認められた者に対して、電子入札システムにより、設計図書等の閲覧に必要なパスワードを記載した競争参加資格確認通知書を送信して通知する。

また、審査の結果、入札参加資格がないと認められた者には、理由を記載し通知書を送信する。

送信日：令和８年(2026 年)9 月 16 日（水）午後３時　以降

４　入札の期間等

(1) 入札の期間は次のとおりとする。

入札開始日時　令和８年(2026 年）10 月 13 日（火）午前　9 時

入札締切日時　令和８年(2026 年）10 月 14 日（水）午後　1 時

（電子入札システムの運用時間は、通常午前 9 時から午後 8 時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は終日利用することができない。また、システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。）

(2) 入札の方法

電子入札システムによる電子入札

なお、工事費積算内訳書（電子入札時添付用）を添付して入札すること。工事費積算内訳書（電子入札時添付用）は、兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト内の本件のページからダウンロードしたものを用いることとし、入札書提出時の添付ファイルとすること。

５　開札の開始日時

令和 8 年(2026 年）10 月 15 日（木）午後　1 時　以降

６　入札保証金　免除

７　支払い条件

(1) 部分払　　無

(2) 前金払　　有　（契約金額の 4 割以内）

※支払いを希望する場合は契約日から 30 日以内に請求すること。

(3) 中間前金払　　無

８　入札の方法及び注意事項等

(1) 入札の方法は電子入札システムによる電子入札とする。

なお、工事費積算内訳書（電子入札時添付用）を添付して入札すること。工事費積算内訳書（電子入札時添付用）は、兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト内の本案件のページからダウンロードしたものを用いることとし、入札書提出時の添付ファイルとすること。

(2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令及び宝塚市契約規則（平成 22 年規則第 9 号）を遵守の上、入札すること。（宝塚市契約規則は本市ホームページに掲載している。）

(3) 入札書の提出は電子入札システム内で行うが、第 4 項に定める入札期間以外での入札はできない。

(4) 入札金額は、消費税抜きの金額とする。なお、入札書に記録された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(5) 入札書の提出後は、入札金額の訂正は受け付けないので、入力した金額の確認は十分に行うこと。

(6) 工事費積算内訳書（電子入札時添付用）を必ず添付すること。なお、工事費積算内訳書（電子入札時添付用）についても、入札書と同様に提出後の訂正は受け付けないので、記載内容の確認は十分に行うこと。
(7) 入札金額と工事費積算内訳書（電子入札時添付用）中の「工事価格計」は同額にすること。工事価格計が入札価格を上回る場合には、値引き等により処理し、同額になるようにすること。
(8) 1回の入札で落札者がない場合は、2回目の入札を翌日の午後1時までとして設定するので、再入札すること。（翌日が休日になる場合は、次のシステム稼働日とする。）ただし、予定価格との乖離があまりに大きい場合は、2回目の入札を行わず不調とする。
なお、2 回目の入札は、初度の入札において無効となる入札をした者、失格となる入札をした者、初度の入札を辞退した者及び初度の入札に参加しなかった者は入札することができない。
(9) 入札を辞退する場合は、入札の期間前においては辞退届（任意様式）を提出すること。また、入札の期間中においては電子入札システム内にある辞退届を送信し、提出すること。なお、入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、辞退届の提出もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなす。（電子入札システム上は「不参加」と表示される。）

9　入札の失格
最低制限価格を下回る価格での入札は、失格とする。

１０　入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていない入札
(2) 工事費積算内訳書（電子入札時添付用）に係るファイルを入札書の「内訳書」の欄に添付して電子入札システムの所定の入札期間内に記録されていない入札
（なお、工事費積算内訳書（電子入札時添付用）は、自社で保存等しているものではなく、必ず兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト内の本案件のページに掲載している様式を使用すること。異なる様式のものが添付されていた場合、それに係る入札は無効とする。）
(3) 入札金額と工事費積算内訳書（電子入札時添付用）の工事価格計が同一でない入札
(4) 市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明でない入札
(5) 入札参加者がＩＣカードを不正に使用して行った入札
(6) 談合その他不正行為を経てされた入札
(7) 申請書及び添付資料に虚偽の記載を行った者のした入札
(8) 工事費積算内訳書（電子入札時添付用）について、様式中の「事業者名」、「工事番号及び工事名」、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」又は「工事価格計」のいずれかが空欄、若しくは誤りがある状態で提出した者のした入札（軽微な誤字、脱字等の場合は除く。）
(9) 入札参加に必要な資格のない者のした入札
(10) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

１１　質疑書
質疑書提出期限　令和8年(2026年) 9月29日（火）午後1時まで
（本案件について質問がある場合、案件名・質問内容・業者名を記入した質疑書を電子メールで提出すること（質問がない場合は提出不要）とし、設計担当課への問合わせは行わないこと。）
送付先：宝塚市役所契約課

メールアドレス：m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp
質疑回答日時　令和８年(2026 年) 10 月５日（月）午後１時以降
質疑回答方法
１者以上から質疑の提出があった場合は、回答の PDF ファイル（質問者名は記載しない。）を兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト内の本案件のページに掲載するので閲覧すること。ダウンロードに必要なパスワードは、競争参加資格確認通知書に記載した設計図書等のダウンロードに使用したパスワードを使用する。（全者とも質疑書の提出がないときは回答を行わず、その場合、何ら PDF ファイルは掲載しない。）

１２　同価格の入札
開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者を決定することとし、電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札参加者が任意に指定するものとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。

１３　契約書
宝塚市が定めた工事請負契約書による。（本市ホームページに掲載）
なお、契約書に代えて本市が指定する電子契約サービスを利用しての契約も可能とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約希望届出書」を入札参加申請期限までに提出すること。

１４　契約保証金
契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めること。
ただし、宝塚市を被保険者とする履行保証保険契約の締結によること等も認める。

１５　複数工事の申請について
他の工事との入札参加申請については、次のとおり取り扱う。
(1) 同日付公告の工事（別紙「工事一覧」参照）について、同一の技術者を重複して申請することができる。
(2) 開札は、別紙「工事一覧」の①から番号順に執行し、落札者は落札した工事以降への入札を辞退したものとして取り扱う。
ただし、1 回の入札で落札者がなく再入札に移行した場合は、この限りでない。
(3) なお、これら複数工事の申請に際しては、設計違算等により落札決定の取消を行うなど不測の事態が発生した場合に、その影響は他の案件には及ばないことを了解の上、参加すること。

１６　その他留意事項
(1) 建設業法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等の関係法令を遵守すること。
(2) 建設労働者の確保及び適正な賃金その他労働条件の改善に留意し、労働災害の防止に配慮すること。
(3) 落札者は契約を締結するに当たり、暴力団排除条例第 7 条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱第 3 条第 2 号に基づく誓約書を提出すること。
(4) 下請及び建設材料等の契約を締結する際に、暴力団排除条例第 7 条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱第 3 条第 3 号に基づく誓約書を徴取し提出すること。
(5) 工事施工に際し、下請け、役務の提供、資材の調達等について、可能な限り市内業者の活用を図ること。（別添 2「市発注の建設工事における市内事業者の活用について」参照。）

(6) 落札者は、本工事について工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約の締結までに建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知書を提出すること。

(7) 開札後に公表する本件の予定価格が 1,000 万円以上であった場合、当該工事の落札者は契約を締結するに当たり、宝塚市が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第 4 条第 1 項に基づく労働環境報告書を提出すること。また、契約完了時には、同要綱第 4 条第 2 項に基づく労働環境報告書を提出すること。

(8) 落札決定後に提出する各種誓約書、技術者の届出書等の各種様式は本市 HP に掲載している。

(9) 第 7 項に「前払金 有」の記載がある工事について、落札者が前払金の支払いを希望する場合は、請負契約締結後 30 日以内に前払金請求書、保証事業会社が発行した前払金保証証書の原本及び前払金保証証書（写）（※左上に「写」の文字があるもの。）を契約課に提出すること。なお、保証事業会社による保証は電子保証によることも可とし、その場合は前払金請求書及び「保証契約番号及び認証キーの分かるもの」を当該工事の請負契約締結後 30 日以内に提出すること。

(10) 第 7 項に「前払金 有」又は「中間前払金 有」の記載がある工事について、算定した前払金及び中間前払金の額に 1 万円未満の端数があるときはこれを切捨てるものとする。

(11)建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項に規定する要件を満たすことができることをもって、現場への専任が求められる本件以外の工事に配置している監理（主任）技術者を本件に配置する技術者として兼任させる場合は、落札後直ちに本市 HP に掲載している「専任特例 1 号に関する届出書」及びその添付資料を契約課に提出すること。当該届出書及び添付資料の提出がない場合若しくは不備がある場合、又は法令等に定める要件のいずれかに該当していない場合は技術者の兼任を認めない。

なお、兼任の要件及び取扱いについては国が定める「監理技術者制度運用マニュアル」の記載事項に準ずるので、落札者は当該マニュアルを参照の上、要件への該当の是非を確認することなく兼任を届け出ることは厳に慎むこと。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001859191.pdf)

１７　問い合わせ

〒665-8665　宝塚市東洋町 1 番 1 号
宝塚市 総務部　契約課
TEL 0797-77-2008（直通）

【別紙】工事一覧（令和８年９月７日付公告）

令和８年10月15日開札予定

① 工事番号：B2-3
「中滝ヶ平井橋外２橋補修工事」

② 工事番号：K2-31
「市立山手台小学校屋内運動場予防改修工事」

※入札は、番号の昇順に執行する。（開札時間は１案件につき10分程度です。）

（別添１）

工事請負契約に係る最低制限価格について

本件の入札に係る最低制限価格は、以下の方法で算定します。
最低制限価格は**事後公表**とします。（開札結果の際に公表）

（算定方法）

工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（公契連モデル）の算定方法を参考とする。

直接工事費×０．９７

＋共通仮設費×０．９０

＋現場管理費×０．９０

＋一般管理費等×０．６８

＝最低制限価格基準額　→　最低制限価格（千円未満切捨）

予定価格の100分の92を超える場合は予定価格の100分の92の額とする。

なお、設計金額の算定は、当該工事の設計の根拠となる積算基準書に基づき行っていますが、最低制限価格基準額の算定に係る各費用については、以下の取扱いにより行います。

工事	種別	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土木工事	土木工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
建築工事①	建築工事②以外	直接工事費×0.9	共通仮設費	直接工事費×0.1+現場管理費	一般管理費等
建築工事②（※）	昇降機設備工事等	直接工事費×0.8	共通仮設費	直接工事費×0.2+現場管理費	一般管理費等

※　昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

本市では、市発注工事の品質の確保や適切な競争環境の確保のため、予定価格及び最低制限価格を原則事後公表としました。
また、入札前の非公開情報を執拗に聞き出そうとする行為等で不当要求行為と認められた場合は指名停止の対象となりますのでご留意ください。

（別添２）

市発注の建設工事における市内事業者の活用について

宝塚市では、かねてより入札公告等において、市内産業の振興、資質向上や健全な発展を図るため、市及び市関係機関発注の建設工事の受注者が、下請負人や資材納入業者を選定する場合は、できる限り市内事業者の活用をお願いしているところですが、さらなる市内事業者の受注機会拡大を図るため、下記事項について皆様のより一層のご協力をお願いいたします。

記

１　工事施工に際し下請負契約を締結する場合は、できる限り市内事業者を活用するよう努めてください。

２　工事施工に必要な建設資材等の納入契約を締結する場合は、できる限り市内事業者を活用するよう努めてください。